

【帰国生支援活動：還流する人の支援】

# ブラジルにおける日本就労帰国者 子女への支援について

二宮 正人

## 要 旨

ブラジル人の訪日就労が開始されてから 30 年を迎えようとしているが、リーマンショックによって帰国した者の多くは、滞日数年にも十数年にも及びながら、ブラジル人コミュニティの中でのみ生活していたため、日本語の読み書きはおろか、会話さえも不自由な者も少なくなかった。長期にわたって日本に滞在したことによってブラジル事情にもうとく、また高齢化にともなって再就職もおぼつかない状態が生じた。その様な状況の下、在日ブラジル人子女の大学進学という明るいニュースが聞こえてきた。また、帰国した子女の中にも、働きながら夜学に通えるというブラジル独特の制度を利用して大学へ進学する者の数が増加してきた<sup>1</sup>。CIATE では、撤退した日本企業からの寄付をいただくことができ、その資金で当該企業名を冠にした奨学金を設立し、これまでに 36 名に対してブラジルの最低賃金一か月分の給付を行ってきた。正に「貧者の一灯」ではあるものの、奨学生からは感謝されている。同奨学金は、あと数年で枯渇することから、更なるご寄付を求めることによって、制度の継続を画策しているところである。

## キーワード

在日ブラジル人就労者 ブラジル国籍子女の非行化 日本国憲法第 26 条 日本とブラジルの大学への進学者 昭栄奨学金

## 1. はじめに

ブラジル日系人の日本への就労がいつ始まったのかについては、いくつかのアプローチがある。1980 年代後半に親族訪問のための法務大臣特例ビザが発給されるようになったことにより、1983 年には全国で約 2000 人程度であった在日ブラジル人の数が増加していたことは事実ではあるが、ここでは 1990 年 6 月の改正入管法による日系 2 世、3 世及びその配偶者に「定住者」査証が交付されるようになったときを開始点としたい<sup>2</sup>。日本の人

手不足によって、訪日就労すれば日本人並みの給料をもらうことができるという人材派遣業者の宣伝は当時のブラジル在住日系人の間に広く知られていた。そのため、査証申請受付が始まるや否や、在サンパウロ日本国総領事館を中心として希望者が殺到し、窓口の職員が過労で倒れたこともあった。当初は夫や妻が単身で訪日就労することが多かったが、家族が離れ離れになることによるさまざまな問題が生じたことから、家族ぐるみで就労することが奨励され、多くの日系人が家族を帯同して訪日していった。

そこで生じた新たな問題は、子どもたちの就学<sup>3</sup>であった。外国人の存在にある程度慣れた大都会ならばともかく、在日ブラジル人は、人数の多寡こそあれ全国47都道府県に在住し、特に北関東では群馬県太田市、大泉町から始まって、栃木や長野ならびに首都圏である茨城、神奈川等の各県、また東海地方では愛知、静岡、岐阜、三重等の各県に多かった<sup>4</sup>。これらの各県において、外国人児童の受け入れに経験のない数多くの学校が対応に苦慮した。また、かつて親の外国勤務に同行した帰国子女のように、適応に困難を生じる例が多く報告された。異質な文化を有するブラジル人子女の言動が理解できないことから生じた学校当局による対応の遅れや、ブラジル国籍の子どもたちに対するイジメも数多く確認された。日本語が理解できないことから授業についていけないブラジル国籍やペルー国籍の児童をどうするかが課題となった。小学校低学年で訪日した場合であれば何とか授業についていけるようになったものの、高学年や中学生になるとそれが出来ず、次第に不登校になる者の数が増えていった。

日本国憲法第26条の規定によれば、国民はひとしく教育を受ける権利を有し、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。しかし、外国人には子女に普通教育を受けさせる義務がない、と解釈され、希望すれば公立学校に入学させることは出来るが、学校に通っていないブラジル人子女を就学させることを行政が両親に対して強制することは出来ない点が早くから問題となっていた。小学校高学年から中学生の年齢のブラジル人子女が日本の学校の授業についていけないことから、文科省は自治体における現場の校長に対して、外国籍の子どもの転入は年齢に比して2学年下への編入を認める等の通達を出したが、そのための加配教員の配置や予算措置には遅れが生じた。また、教育現場においても、若干の担任教諭による犠牲的な努力によるブラジル国籍子女に対する対応は見られたものの、多くの場合には訪日まもなく学力が十分でない者も留年・落第をさせることなく、次学年に進級させることが行われた。そして、授業についていけないことから学校そのものに対する興味を失って非行に走る者の数が増えた。あるとき筆者は久里浜少年院を訪問し、そこに収容されている外国人未成年者の大部分がブラジル国籍であることに愕然とした。両親とも午前早い時間から働きに出かけた後で、学校に行かず、何がしかのお金で昼食をとり、午前も午後も無為の時間を過ごし、同じような境遇にある仲間と一緒に過すことが多くなり、ゲームセンター等で遊んでいるうちに、万引きや覚せい剤、その他の刑法犯に該当するような事件に関係して補導され、保護観察等を経て少年院送りになったケースが続出したのであった<sup>5</sup>。

## 2. 在日ブラジル人学校について<sup>6</sup>

これらの問題の解決の一助となったのが在日ブラジル人学校の自然発生現象であった。就労者の中には、ブラジルにおける高学歴者も多く、弁護士、歯科医の資格を有する者をはじめとして、文理大出身者、すなわち教職資格を有する者が多くいた。それらの者が中心になり、当初は不就学や不登校となった子ども達を預かることから始め、寺子屋式の学校へと発展していった。教科書をはじめとする教材はブラジルから取り寄せ、最盛期には全国で100校あまりのブラジル人学校が存在した。在日ブラジル公館もそれらに注目し、本国の教育省も国際局長や視学官を派遣してカリキュラム、教科書、教員資格等を吟味した結果、約半数がブラジル政府公認の学校となった。最大の問題は、圧倒的多数の学校が各種学校としての日本当局の認定を受けることが出来ず、有限会社としての組織であったため、課税対象となり、児童一人の月謝が4万円ないし5万円と高額であったことである。

学校経営者は授業料が高額であるということの理由付けとして、会社組織であること、また日本の学校とは異なり、両親が出勤して帰宅する午前7時から午後7時までの間、食事の提供や自習の時間も含めて児童を預かることから、高額にならざるを得ないと釈明していた。そして、ブラジル政府公認の学校に通っていれば、帰国した際に同じレベルの学年に入学できることはもちろん、高校卒業者は直ちに大学を受験することが出来ることも謳い文句となっていた。ただし、日本の中等学校の卒業者が文化協定によってブラジルの高校、大学に進学できることにはあまりふれられていなかった。

2008年に突如として生じたリーマンショックは、瞬く間にその影響を世界中に波及したが、在日ブラジル人にもその影響をもたらすことになった。多くの者は対米輸出の花形である自動車産業またはその関連会社に派遣等によって就労していたことから、輸出の激減により派遣切り、契約不更新、失業が相次ぎ、失業保険の対象となっても次の仕事が見つからず、当時の在日ブラジル人約32万人のうち約半数が帰国した。そのうち約2万人は日本政府による帰国費用の支援を受けた者であった。そして、親とともに多くの学齢期にある児童や未成年者が帰国し、ここでさらに大きな問題が生じた。

ブラジルにおける公立の小中高等学校の毎年の上期の授業は2月に始まるが、前年の10月には受付をしなければ入学できないことになっている。失業の結果とはいえ、親の無計画な五月雨式帰国によって多くの子どもたちがすぐには公立学校に就学できず一年間を無駄にすることになった。より深刻な問題は、ブラジル政府公認の在日ブラジル人学校で学んだ者は、ブラジル国内で学んだ者と同等の学力を有しているはずであったが、多くの者については必ずしもそうではなかったことである。筆者も日本から戻ったブラジル人生徒が書いたポルトガル語の作文を読んで、そのレベルの低さに愕然としたことがある。日本語でも普通の会話を録音して再生し、テープ起こしをした場合には、かなりの推敲を必要とする。これはポルトガル語でも同様である。彼らの多くの作文はポルトガル語の会話をそのまま紙に写したもので、文法その他をまったく無視して書かれたものが大部分であった。もちろん、その後は徐々に適応していくのであるが、彼らの帰国直後の学力不足は多くの関係者を悩ませることになった。

ただし、帰国子女の中には、在日ブラジル人学校のみならず、日本の中学、高校を卒業

して帰国した者もいて、一年前後の期間、受験予備校に通って国公立や有名私立大学に合格する者もいたことには救われる思いであった。

### 3. 日本の大学への進学について

2015年に「(社) 国外就労者情報援護センター (Centro de Informação e Apoio ao Trabalhador no Exterior、以下 CIATE)」が海外日系人協会と共同でアンケート調査を行った結果、約250人のブラジル国籍の学生が日本の大学に在籍していることが判明した。留学生以外のブラジル人学生が初めて日本の大学に入学したニュースを聞いたのは10年ほど前であることから、それからの人数を延べにすると、あるいはすでに500名前後の卒業生、在籍学生がいるのではないと思われる。昨年には東京大学に入学を果たしたブラジル、アルゼンチン国籍の学生に関する新聞報道もあり、また8歳で親とともに来日し、名古屋大学及び同法科大学院を卒業して、最初の試みで司法試験に合格した日系ブラジル人が日伯両国のマスコミに取り上げられたことも記憶に新しい。

日本で大学を卒業することには、さまざまなプラス要因が重ならなければならないが、容易なことではないが、大学を卒業して一般企業に就職することができれば、いわゆるデカセギ者としての扱いを免れることになる。実際、一部上場企業に総合職で採用された者もあり、なかにはそれらの企業のブラジル駐在員として派遣されている者もいるようである。

### 4. ブラジルでの大学進学について

時代が違うという批判を承知で比較の対象とするが、ブラジルに移住した日本人一世や二世が、最初の移民船到着後26年後に設立されたサンパウロ大学各学部の学生名簿にそれぞれ1、2名の日本人の名前が連ねられている。そして、それが嚆矢となって、現在のサンパウロ大学における日系人学生は全学の10%乃至12%を占め、他の2つの州立大学や連邦大学、そして数百に上る私立大学における比率もそれ以上であるといわれている。初期の日本人移民の教育熱心さがその様な結果を生んだことについては論を待たない。110年に上るブラジル日本移民の歴史において、日本人一世、二世の最高学府卒業生の数が現在のブラジル社会におけるあらゆる分野への日系人の進出要因となっていることも疑いない事実である。

日本でのブラジル人学校を含め、学校教育を受けて帰国したブラジル人で、その後予備校等を経て大学進学を果たした者の人数は未だに確定できていないが、相当な人数にのぼることは疑いない。入学先は私立大学が圧倒的に多いものの、サンパウロ大学、カンピーナス大学、UNESP等の州立大学のみならず、サンパウロ州内の連邦大学に在籍する者も増えている。

筆者が理事長を拝命しているCIATE 国外就労者情報援護センターは、1992年に設立され、主としてブラジルから訪日就労する人々に対して事前に日本に関する情報を提供し、日本語講座を受講させることで、訪日後の日本社会への適応に貢献することを目的として業務を遂行してきた。しかしながら、2008年から2、3年の間に在日ブラジル人の半数近

くが帰国したことは想定外の出来事であった。

仕事の無い日本で生活するより、土地勘もあり、友人知己や親戚も多いブラジルで生活する方が簡単であろうという見通しに基づくものであったが、結果として多くの問題が生じた。まず、日本に10年、20年と過ごした者にとって、ブラジルの労働市場に再適応することは容易なことではなかった。日本語に堪能な者は、年齢制限等はあったものの、進出企業に雇用されることが多かった。問題は日本に長期にわたって暮らしながら、日本人との交際もなく、それぞれの都市におけるブラジル人コミュニティでポルトガル語のみを使って生活をしていた者であり、彼らにとって、再適応は困難であった。

帰国者への対応はCIATEの事業目的ではなかったものの、NIATRE、ISECカエル・プロジェクト<sup>7</sup>等、帰国者のために設立された他の団体と協力して、帰国者への支援に当たることになった。CIATEとして取り組んだのは、帰国子女であって大学に進学した者に対する支援であった。当時、ブラジルに進出していた昭栄株式会社が撤退するにあたって、ブラジルに投資していた資金の一部が手続き上の問題で日本に送金できないことが判明し、当該金員をブラジル日系社会のために寄付していただいた。その用途について、いろいろと考えた末、大学に通学する日本からの帰国子女に対し、卒業までの間、ブラジルの最低賃金の一か月分を奨学金として毎月給付することにした。議論の途中において「貸与」という可能性も検討したが、他の団体の経験も聴取したうえで「給付」とすることに決定した。多額の金員をCIATEで預かることは出来ず、さまざまな角度から検討した結果、日系社会において著名な「宮坂国人財団」に全額を委託し、そこからCIATE 学術委員会が推薦する学生に毎月最低賃金一か月分を給付することにした。2019年1月現在のブラジルの最低賃金は998リアルであるが、これは日本の賃金に換算すると約3万3千円に相当する金額であって、文字通り「貧者の一灯」でしかないが、それでも私立大学の月謝の足しにはなることから、奨学生からは評価されてきている<sup>8</sup>。

この昭栄奨学金はこれまでに36名の奨学生に奨学金を支給し、そのうち17名がすでに大学を卒業している。奨学生には日本の学校で学んだ後に帰国してブラジルの日系企業で働きながら大学に通っている者もいれば、日本のブラジル人学校で学んでブラジルに戻って大学に進学した者もいる。中には両親の都合でブラジルに戻ってきたものの、両親は再び日本に行き働いているという者もいる。学んでいる分野は法学、文学、工学、看護、美容など多岐にわたる。例えばある奨学生は2006年に訪日し、日本のブラジル人学校の中等教育を受けた。リーマンショックで失業した両親と共にブラジルに帰国して、両親の仕事を手伝うようになったものの、両親はブラジルでの仕事がうまくいかず再び訪日就労してしまった。そのため、祖父母と共に暮らし、昼は働きながら、昭栄奨学金を受けて夜間大学に通うようになった。この奨学生はすでに法学部を卒業し、現在は裁判所の職員として働いている。

昭栄奨学金の奨学生の中にはブラジルに帰国した動機として、日本で大学に進学する資金がなかったことを挙げる者がいる。ブラジルの公立大学は無償であるし、夜学が充実しているため、本人の努力次第で働きながら通学できる。学費の支払いが必要で夜学が充実していない日本の大学への進学を困難に感じる在日ブラジル人子弟は数多く存在すると思われる。リーマンショック以降、多くの在日ブラジル人が帰伯し、その後も在日ブラジル

人数は減少を続けた。しかし、2016年以降は再び訪日就労者が増加し、現在は毎年約数千人の就労者が日本に向かっている。その多くが家族を帯同している。前述のように大学進学は訪日就労者子弟がデカセギ者としての扱いを免れる第一歩である。今後は日本の大学への進学を希望する訪日就労者子弟への支援を強化していく必要があり、各方面に働きかけを行っているところである

## 5. 結びにかえて

現在の悩みは、あと数年で昭栄奨学金が枯渇することである。それまでに50名の卒業生を卒業させることを計画しており、今後のことを考えると、更なるご寄付をお願いしていかねばならないが、昨今のブラジルの経済状態では至難のことである。

CIATEでは毎年コラボドレス会議を開催しており、日本から厚生労働省の専門家や学識経験者を招いて講演していただいたり、また、帰国した就労経験者を含むブラジル側の識者にも講演や体験談を依頼している。昭栄奨学生にも意見を述べさせているが、皆異口同音に奨学金を給付されたことに感謝の意を表明している<sup>9</sup>。人材育成が百年の計であるならば、働きながら学ぶことができるブラジルの制度に「貧者の一灯」とはいえ、小額であっても学費の足しになる奨学金の存在が重要であることには論を待たない。このような奨学金が各地で設立され、帰国した在日ブラジル人子女の大学進学が容易になることを願ってやまない。

## 注

- 1 二宮正人 (2016) 参照
- 2 いわゆる「出稼ぎ」現象の初期に関する記述については、ブラジル日本文化協会「出稼ぎ」現象に関するシンポジウム委員会・二宮正人編『「出稼ぎ」現象に関するシンポジウム報告書』日本語版1993年、ポルトガル語版1992年に詳しい。
- 3 井上睦子 (2011) pp. 201 以下を参照
- 4 津村公博 (2009) pp. 44 以下を参照
- 5 室橋剛 (2017) pp. 376 以下を参照
- 6 エリカ・サカタ・トンゲー (2011) pp. 133 以下を参照
- 7 Nakagawa, Kyoko Yanagida (2018) !Projeto Kaeru: 10 anos, Benjamin Editorial, São Paulo
- 8 昭栄奨学金の給付は2013年に始まり、現在に至っている。初代奨学生の発表は、国外就労者情報援護センター・CIATE (2014) pp. 322 以下を参照
- 9 CIATE 昭栄奨学金奨学生による発表参照。国外就労者情報援護センター・CIATE (2014) pp. 531 以下を参照

## 参考文献

- 井上睦子 (2011) 「在日ブラジル人の子供の教育—日本政府の見解」『CIATE 地域コラボドレス研修セミナー報告書』
- 国外就労者情報援護センター・CIATE (2018) 『CIATE 設立25周年—日系人就労の軌跡と未来』CIATE 地域コラボドレス研修セミナー

- 国外就労者情報援護センター・CIATE (2014) 『デカセギ現象の湧起から 25 年—ブラジル日本間のこれからの潮流』 CIATE 地域コラボドレス研修セミナー
- 津村公博 (2009) 「在日ブラジル青少年の違法な就労等について」 『CIATE 地域コラボドレス研修セミナー報告書』
- 二宮正人 (2016) 「日系ブラジル人」 『新版現代ブラジル事典』 ブラジル日本商工会議所編 新評論 pp. 10-11
- 室橋剛 (2017) 「日本の少年院における外国人処遇について—ブラジル人少年の処遇を中心として」 『日本で働く日系ブラジル人労働者のこれから』 CIATE 地域コラボドレス研修セミナー
- エリカ・サカタ・トングー (2011) 「移住、教育プロセス、デカセギー日本におけるブラジル人子弟の教育問題についての考察」 『CIATE 地域コラボドレス研修セミナー報告書』 CIATE
- Nakagawa, Kyoko Yanagida (2018) !Projeto Kaeru: 10 anos, Benjamin Editorial, São Paulo

(にのみや まさと CIATE-国外就労者情報援護センター理事長)